# 環境情報ニュースレター

HEISEI RIKEN


平成理研株式会社
〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町２８５６番地３
TEL(028)660-1700(代) FAX(028)660-1818
URL:http://www.heiseiriken.co.jp


*Vol.1　No.７　2005年３月*


## 石綿障害予防規則が定められました。

平成17年2月24日　厚生労働省令21号

石綿障害予防規則が平成17年2月24日定められ、平成17年7月1日より施行されます。

石綿による労働者の肺がんや中皮腫などの健康被害が以前より問題とされており、特定化学物質等障害予防規則中にも項目として取り上げられています。今回、石綿による健康障害から労働者を保護する為、本省令が制定されました。

【事業者の責務】

石綿による労働者の肺がん等健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係設備の改善等を講じる。また、計画的に石綿を含有しない製品に代替えするよう努めなければならない。

【解体等の業務に係る措置】

事前調査：　建築物の解体作業を行うときは石綿の使用の有無を調査し、その結果を記録する。また、石綿の使用の有無が明らかでないときは石綿を分析により調査しなければならない。

作業計画及び作業の届出：　石綿等が使用されている建築物の解体等の作業を行うときは、作業計画を定め、作業届出を所轄労働基準監督署長に提出する。

【石綿等の除去に係る措置】

保温材･耐火材として使用された石綿の除去や建築物解体を行う場合、作業場を隔離すると共に作業従事者以外の立ち入りを禁止し、その旨を見やすい場所に表示しなくてはいけない。

【作業に係る設備等】

石綿等の粉じんが発生する屋内作業場については発散源を密閉、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

また、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置には除じん装置を設置する。

【定期自主検査】

石綿を取り扱う事業者は、局所排気装置･換気装置･除塵装置の能力やその外観等を１年以内に１回、定期的に自主検査を行い、その記録を３年間保管しなければいけない。

【作業環境測定】

石綿を取り扱う作業場について、６ヶ月以内に１回定期的に空気中の石綿濃度を測定し、記録を３０年間保存する。

それ以外にも、作業者に対する健康診断や教育、休憩所、洗浄施設、移送容器、保護具などに関し細かな規則が定められています。

弊社は、様々な環境測定や分析(水質･大気･土壌)から、その対策設備の設計･施工と幅広い環境問題解決でお客様を強力にサポート致します。

環境に関わる問題や疑問などのご相談がありましたらお気軽に当社までお問合せ下さい。

労働衛生ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ　菅野･中田

以下の環境情報も発表されました。

1. 京都議定書の発効
2. 「環境影響評価の基本事項に関する技術検討委員会」報告の公表とﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄの募集
3. 省エネルギー法改正法案
4. 特定特殊自動車排ガス規制法案(ｵﾌﾛｰﾄﾞ法案)

詳しい資料を希望の方は、研究開発室　柿沼または営業担当までご連絡下さい。


業務内容
◆ 調査･分析･測定部門（水質･大気･土壌･食品･環境ｱｾｽﾒﾝﾄ）
◆ ﾌﾟﾗﾝﾄ･工事･ﾒﾝﾃﾅﾝｽ部門（排水処理･用水処理･各種ﾒﾝﾃ）
◆ 水処理薬品部門（ﾎﾞｲﾗｰ･空調･化学洗浄関連薬品他）
◆ 環境保全機器部門（滅菌･ろ過装置･各種測定計測器 他）

JAB EMS Accreditation RE009　ISO 14001 JACO　UKAS ENVIRONMENTAL MANAGEMENT 051
本社は環境マネジメントシステムISO14001の認証取得事業所です

JAB QS Accreditation R 031　ISO 9001 JACO　UKAS QUALITY MANAGEMENT 051
環境科学ｾﾝﾀｰは品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑISO9001:2000の認証取得事業所です